

- 平成16年度における通信・放送新規事業助成金の助成対象事業の公募について  
～情報通信ベンチャーに対する官民協調資金供給制度の公募を開始～
- 平成16年4月12日

独立行政法人情報通信研究機構では、平成16年度の通信・放送新規事業助成金交付業務に係る助成対象事業の公募を下記のとおり開始しますのでお知らせします。

本助成金交付業務は、スタートアップ段階の情報通信分野のベンチャー企業等に対し、通信・放送事業分野における新規事業の創出を促進するため、事業実施に必要なコンサルティング経費、試作開発費、特許申請費用などの手続き諸経費の一部を助成するものです。本助成金は、平成12年度より交付を行ってまいりましたが、本年度より「民間ベンチャーキャピタルが出資等を行うものについて、助成金を交付する。」という、情報通信ベンチャーに対する官民協調による資金供給制度として実施します。

助成金交付の対象となる要件、応募手続の詳細等は、別紙のとおりです。

## 記

### 1 公募期間(申請書受付期間)

第1回 平成16年4月12日(月)～平成16年5月25日(火)

第2回 平成16年7月 5日(月)～平成16年8月 3日(火)

第3回 平成16年8月30日(月)～平成16年9月28日(火)

(注1) 上記スケジュールはやむを得ない理由により変更することがあります。

(注2) 上記以外の期間においても、申請に関する事前相談は随時受付ます。

### 2 応募方法

「応募要領」に添付されている「助成金交付申請書」に必要な事項を記載のうえ、必要な添付書類とともに下記窓口への持ち込みか、郵送にて応募を受け付けます。

申請書類の受付は、応募締切日当日(各回の公募最終日)の17:00までとします。なお、申請書式を含む応募要領は、情報通信研究機構のホームページからダウンロードしてください

(応募要領<http://www2.nict.go.jp/ts/v862/102/doc/yoryo.doc>  
交付要綱<http://www2.nict.go.jp/ts/v862/102/doc/yoko.doc>)。

提出先: 東京都港区芝2-31-19 バンザイビル7F  
独立行政法人情報通信研究機構 芝本部  
情報通信振興部門事業振興室

芝本部 情報通信振興部門事業振興室  
春原、竹内、本田  
Tel: 03-3769-6816  
Fax: 03-3452-2691

## 通信・放送新規事業助成金の応募手続について

＝平成16年度＝

### 1 助成金交付の目的

この助成金は、新たな通信・放送事業分野の開拓を通じて、情報の円滑な流通の促進に寄与することを目的として、通信・放送事業分野の新規事業の実施に必要な資金の一部を助成するものです。

### 2 助成金の交付の対象となる要件

助成金の交付の対象となるためには、以下の各要件を満たすことが必要です。

(1) 実施する事業の内容が次の各要件に該当すること。

1. 新規性:新たな役務(サービス)を提供する事業又は新技術を用いて役務(サービス)の提供の方式を改善する事業であること。
2. 困難性:助成対象事業の実施に必要な資金の自力での調達に困難であり、助成金による支援がなければ、その実施が困難であること。
3. 波及性:助成対象事業が、将来的に大きく成長する可能性があること、又は通信・放送事業分野の発展に広く貢献する可能性があること。

(2) 助成対象事業を行おうとする者が次の要件を満たすこと。

1. 助成対象事業を行おうとする者が法人の場合にあっては、その設立の日又は当該助成対象事業の実施に必要な技術に係る特許出願の日から交付申請する年度末までが5年以内であること、助成対象事業者が個人の場合にあっては助成対象事業を開始した日又は当該助成対象事業の実施に必要な技術に係る特許出願の日から交付申請する年度末までが5年以内であること。
2. 助成対象事業を行おうとする者が資本金10億円(電気通信回線設備を設置して電気通信役務を提供する事業を営むもの)にあっては、15億円)以下のものであること。
3. 資本金100億円以上の企業(ベンチャーキャピタルを除く。)が単独の一社で30%以上出資していないこと。
4. 国、地方自治体、特殊法人、認可法人が出資していないこと。
5. 助成対象事業の実施に当たり、ベンチャーキャピタルから、助成対象事業の実施に必要な資金に充てるための出資等を受けること(単独の一社から助成金の額以上の出資等を受ける場合に限る。)が確実であること。
6. 対象事業の実施に当たり、5.のベンチャーキャピタルから積極的かつ適切な指導を受けている、又は受けることが確実であること。ただし、助成対象事業を行うとする者が十分な経営能力を有している場合、又は既に第三者から十分な指導を受けている場合は、この限りでない。
7. 総務省地方総合通信局、総務省沖縄総合通信事務所、都道府県、情報通信の発展に寄与する活動を行う公益法人、情報通信技術分野の講座を開設している大学又はそれを担当している教授等(助教授、講師を含む。)のいずれかの機関等からの推薦を受けること。
8. 助成対象事業を的確に遂行するのに必要な経費のうち、自己負担分の調達に関して十分な能力を有すること。
9. 助成対象事業に係る経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力を有すること。

### 3 助成金の対象となる経費

助成金交付の対象となる経費(以下「助成対象経費」という。)は、当該助成対象事業を行うために必要な経費のうち、以下に掲げる経費です。

ただし、保険料、保証金、交付決定以前の経費又は公的資金の使途として社会通念上、不適切と機構が判断する経費を除きます。

費用項目	助成対象経費の範囲(例)
I コンサルティング経費	助成対象事業の実施に必要な情報を得る等のために行われる委託費・外注費(会計士、経営コンサルタントによる経営指導費用、研究者による技術指導費用等)
II 試作開発費	助成対象事業の実施に必要な機械装置取得費・開発費(試作開発用機械装置購入費、システム構築外注費等)
III 手続諸経費	助成対象事業の実施に必要な申請費用(会社設立の際の登記費用、特許取得のための申請費用・代行費用等)

### 4 助成金の額

(1) 助成金の額は、助成対象経費の額の2分の1に相当する額を限度額とします。ただし、当該金額が2,000万円を超える場合には2,000万円を限度とします。なお、助成金額以上の出資等がベンチャーキャピタルから確実に行われることが条件となっておりますので、出資等の額が助成金の額を下回る場合には、出資等の額を限度として申請することとなります。

(2) 本項(1)の規定による助成金の計算の結果において、金額に1千円未満の端数が生じたときには、これを切り捨てるものとします。

## 5 応募の手続き

(1) 助成金の交付を希望する方は、「通信・放送新規事業助成金交付要綱」及び「応募要領」に従い、所定の助成金交付申請書に必要事項を記入して下記の公募期間内に情報通信研究機構まで提出して下さい。

(2) 上記(1)の助成金交付希望者に対して出資等を行うベンチャーキャピタルの方は、「応募要領」に添付されている「投資判断書」及び「会社概要」を下記の公募期間内に情報通信研究機構まで提出して下さい。

### [公募期間]

第1回 平成16年4月12日(月)～平成16年5月25日(火)

第2回 平成16年7月 5日(月)～平成16年8月 3日(火)

第3回 平成16年8月30日(月)～平成16年9月28日(火)

### [提出先]

〒105-0014 東京都港区芝2-31-19 バンザイビル7F

独立行政法人情報通信研究機構 芝本部

情報通信振興部門事業振興室 あて

(注) 郵送の場合、送付用の封筒の表面に「助成金申請書在中」と朱書きしてください。

### [応募の締切]

申請書類の受付は、応募締切日(各回の公募最終日)の17:00までとします。郵送の場合も同日同時刻までに必着とします。

## 6 助成対象の審査等について

助成金交付の対象となる助成対象事業の決定は、各回の公募締切り後、専門家で構成する評価委員会における評価・審査等を経て、下記のとおり決定する予定です。

なお、審査の過程において必要に応じてヒアリングを行う場合があります(申請者の自己負担によって情報通信研究機構に来ていただきます。)

### [交付決定の時期]

第1回公募分…………… 平成16年 8月上旬を予定

第2回公募分…………… 平成16年10月上旬を予定

第3回公募分…………… 平成16年12月上旬を予定

## 7 お問い合わせ先

「通信・放送新規事業助成金交付要綱」及び申請書式を含む「応募要領」は、情報通信研究機構のホームページからダウンロードできます。

交付要綱<http://www2.nict.go.jp/ts/v862/102/doc/yoko.doc>

応募要領<http://www2.nict.go.jp/ts/v862/102/doc/yoryo.doc>

助成金交付申請書の記入方法など本件に関するお問い合わせについては、下記までご連絡下さい。

〒105-0014 東京都港区芝2-31-19バンザイビル7F  
独立行政法人情報通信研究機構 芝本部  
情報通信振興部門事業振興室  
電話:03-3769-6816 FAX:03-3452-2691

### (参考1)年度別応募件数及び採択件数

年度	応募件数	採択件数
平成13年度	44件	29件
平成14年度(第1回)	22件	14件
平成14年度(第2回)	42件	14件
平成14年度(第3回)	44件	27件
平成15年度	32件	19件

(参考2)平成15年度との主な変更点

1. 助成対象事業者としての要件のひとつであった「第三者からの100万円以上の資金提供を受けることが確実であること。」を「ベンチャーキャピタルから助成対象事業に必要な資金に充てるための出資等を受けることが確実であること。」に改めた。
2. 助成対象事業者としての要件に「助成対象事業者に対して出資等を行うベンチャーキャピタルから積極的かつ適切な指導を受けている、又は受けることが確実であること。ただし、助成対象事業を行うとする者が十分な経営能力を有している場合、又は既に第三者から十分な指導を受けている場合は、この限りではない。」を追加した。
3. 助成金の限度額を500万円から2000万円に改めた。